

(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、岩手県釜石市、遠野市、大槌町において、総出力114,000kW(定格出力2,000kW級の風力発電設備57基)の風力発電所を新設する事業である。

本事業の対象事業実施区域及びその周辺に位置する東西の尾根上には最大出力42,900kW(1,000kW×42基、900kW×1基)の既設の風力発電設備が立地しており、本事業はこれらの既設の設備と合わせて、再生可能エネルギーの普及の観点から望ましいものといえる。

一方、当該区域及びその周辺では、希少猛禽類の生息が確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種であるイヌワシについては、当該区域の西側を中心に飛来、採餌行動が確認されており、本事業による風力発電設備の設置は、将来的に当該区域の西側一帯がイヌワシの餌場として利用できなくなることを示唆していると考えられる。

また、当該区域には各種の湿原や河川の源流域が多く分布し、重要な動植物の生息・生育地となっており、広範囲にわたる土地改変による環境影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 動植物(鳥類除く。)について

対象事業実施区域には各種の湿原や河川の源流域が多く分布し、重要な動植物の生息・生育地となっていることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流出による環境影響が懸念される。

このため、地形の改変量を最小限に抑制するとともに、自然度の高い湿地帯や重要な動植物の生息・生育地等の近隣や上流側で土地の改変を行う場合には、専門家からの助言を踏まえて、濁水対策や土砂流出防止対策に万全を期し、土砂の流出等による環境影響を可能な限り低減すること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺は、国内希少野生動植物種に指定されたイヌワシ3ペア等の生息環境となっているほか、クマタカ、ハヤブサ等の希少猛禽類の飛翔が確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。

特にイヌワシについては、本事業の当該区域とイヌワシの繁殖地には一定の距離が保たれているとされているが、現在でも当該区域の西側を中心にイヌワシが飛来し、採餌行動が確認されている。また、当該区域では、イヌワシの主たる餌資源であるノウサギが生息し、かつハンティングが行われる開放地も広く分散して位置していることから、イヌワシの餌場となっている。

一方で、当該区域の西側及び東側の尾根上に既設風力発電設備が立地している区域では、既設風力発電設備の設置後、イヌワシが既設風力発電設備を認識して接近しなくなったことが示唆されており、当該区域においても、本事業の実施により、同様の影響が生じる可能性が高いと考えられる。

また、平成14年の既設風力発電設備の設置に当たり行った自主的な環境影響評価である「釜石広域風力発電事業環境影響評価調査報告書」では、バードストライクについては可能性はほとんどないと予測されているにも関わらず、平成20年には風力発電設備への衝突によるイヌワシの死亡個体が発見されていることや、本事業におけるバードストライク対策の効果の不確実性が高いこと等から、当該区域におけるイヌワシのバードストライクに関して、重大な影響が懸念される。

以上より、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

本事業による風力発電設備の設置により、将来的に当該区域の西側一帯がイヌワシの餌場として利用できなくなると考えられることから、イヌワシ及びその生息環境への影響を回避するため、西側の風力発電設備(T1~T23)について、有識者の助言や現地の状況等を踏まえて、東側への再配置・基数削減を含めた再検討を実施するとともに、事業着工前に当該区域の内外において、本事業により利用できなくなる餌場と質・量ともに同等の機能を有する代替餌場の確保による環境保全措置を確実に講ずること。また、代替餌場については、次の) ~) の条件を事業着工前までに満たすものとする。

-) 買収又は土地所有者との長期協定に基づき、餌場として同等以上の広がりをもつ土地を確保できていること。
-) 確保した土地・森林等に係る法律上の規制等に関する手続きが終了していること。
-) 代替餌場を長期的に維持・管理する計画が作成されていること。
-) 確保した土地を餌場として利用する場合に、他の希少動植物に対し重大な影響を発生させないものであること。
-) 現在事業地を餌場として利用している3ペアのイヌワシが当該代替餌場を利用することが確認されたものであること。
-) 現在イヌワシの採餌場所として利用されている場所の質の向上を図る場合は、失われる採餌場所の機能と同等以上の質の向上が図られたことが定量的に示されるものであること。

なお、以上の条件を満たす代替餌場が確保されない場合は、西側の風力発電設備の設置を取りやめること。

前項) の計画策定の際には、有識者及び関連行政機関等による協議会(平成25年

8月～11月に行われた意見交換会の有識者及び関連する地方公共団体を含む)により、計画を検討し、当該計画を公表すること。その際、必要に応じ、住民等の意見を広く求め、計画をさらに改善するとともに、再配置や基数削減について再検討すること。

供用後も、当該計画に従い、イヌワシの代替餌場の利用状況を継続的に調査し、その結果を公表するとともに、有識者及び関連行政機関等による協議会を開催し、その意見を踏まえ、必要に応じて、代替餌場の質・量の向上、風力発電設備の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

鳥類の衝突に係る予測及び環境保全措置の効果に関しては、不確実性が高いことからバードストライクの事後調査を適切に実施し、イヌワシのバードストライクが発生した場合には、協議会の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備を停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、原因を解決するための追加的な措置を行った上で稼働再開とすること。また、その他の希少猛禽類についても、供用後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。